

社会福祉法人 豊寿会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年10月 1日～ 令和8年 9月 30日までの 5年間

2. 内容

目標1：妊娠中や出産後の女性労働者の健康確保について、制度周知や情報提供、相談体制の整備を行う

<対策>

- 令和3年 10月～ 相談窓口に女性スタッフを配置する
- 令和3年 10月～ 所定外労働の削減のための措置を実施する
- 令和3年 10月～ 育児介護休業等規則について職員へ定期的に周知をする

目標2：所定外労働の削減に向けた取り組みを行う

<対策>

- 令和3年 10月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和3年 10月～ 各部において定期的に目標を定めた取り組みを促す
- 令和3年 10月～ ノー残業デイの推進の実施を通じ、超過勤務時間の削減を促す

社会福祉法人 豊寿会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 8年 4月 1日 ~ 令和 11年 3月 31日

2. 当社の課題

課題1： 男女の平均継続勤務年数の差異はないが、非正社員の勤続年数は短い

3. 目標

・ 正規社員・非正規社員の男女ともに平均勤続年数を10年以上とする

4. 取組内容と実施時期

取組1： 長時間残業を削減するための意識啓発を行う

- 令和 8年 4月～ 全職員の所定外労働時間を適切に把握し、所定外労働の多い職員に個別に働きかけを行う
- 令和 8年 4月～ 帰しやすい職場風土等に向けた管理職自身の勤務時間管理の徹底

取組2： 有給休暇取得を推進する取組を実施する

- 令和 8年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 8年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する